

桂川町農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後3時30分～午後5時10分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6		11	中嶋 團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英 明	13	久保正澄
3	神崎宏昭	9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10			

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第11号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (4)議 案 第12号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- (5)議 案 第13号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- (6)報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による提出について
- (7)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大屋 智久
係 長 藤木 秀臣
書 記 堀之内 友寛

7 会議の概要

- 事務局 ご起立お願いします。
 只今より令和元年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、礼。御着席ください。
 これより農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)
 (現地確認へ)
- 議長 只今より令和元年度第4回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。6番古野隆雄委員、10番原中壽委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場 (異議なしの声)
- 議長 それでは議事録署名委員を3番神崎宏昭委員、9番高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。
 それでは議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書に基づき説明】**
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。
- 林委員 この方は、農業経験は今までなかったんですか。
- 事務局 はい、経験なしです。
- 林委員 この農地を買って農業の許可ができたということですか。元々あったんですか。

議 長 農地はもってなかったんです。

事 務 局 農地所有は町内、町外含めて無しという事です。

林 委 員 この土地を買ったから許可が出たという事ですか。

事 務 局 そうですね。今回の申請が5,424㎡ですので、下限面積4反以上をクリアしているという状況です。

大塚推進委員 この方は職業は何をされているんですか。

事 務 局 嘉麻市の西九開発の会長さんになってます。

金田委員 辞めてますよね。もう売ってるでしょう。西九開発は。

事 務 局 一応、会社役員ということでは、新規就農で営農計画は出されております。

神崎委員 ちなみに農機具を確認されたと聞いたんですけど、本人が新規購入されたものなんですか。

事 務 局 中古の農機具を購入されています。トラクターとコンバインですね。

金田委員 なんでコンバインを。

事 務 局 元々は水稻をされたいという事でしたので、そこまでの道具は買われております。

都田委員 新規就農で。

事 務 局 新規就農というかたちです。

都田委員 いくつになられるんですか。

事 務 局 70歳です。

山邊委員 年齢の上限はないんですか。新規就農は。

議長 新規就農者の制限はないです。そのかわり新しい若手の新規就農者の制限はあります。

山邊委員 それはわかりますけど、70歳でね。

事務局 交付金が出ないということですね。

高嶋委員 45歳までとか、何かありましたよね。

事務局 そうです。45歳までです。給付金の分はですね。

議長 新規就農するということでありますので、農業委員会としては、しないでらうとかいう話にはなりませんので。70歳で本当に新規就農かというクエスチョンマークになるのはなるんですがね、建て前上そういう形になっていますから、これにどうのこうの言う事もできませんので。
いろいろ年齢的な事を考えればクエスチョンマークがつくところもありますけど、本人が新規就農でしたいと言われてて、農機具等もそろえてあるという事ですので。
平塚委員何かありますか。

平塚委員 周りの住宅からはトラクターの音とかがうるさいと苦情がでるんじゃないかと思ってですね。

議長 その辺はそこで対応してもらわないと。

高嶋委員 この前相談に来た時に、生産組合にも入りたいという話もしていたんですけど。

事務局 その話は伺ってないです。

議長 ここは、水利自体が基盤整備する時に水は、いらないということで。

高嶋委員 西郷川の取水権は放棄されています。

議長 なので、田んぼにはもう出来ないという事です。
他に質問はございませんか。なければ採決いたします。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして議案第10号、農地法第5条審議番号1の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

議案第10号番号1についてご報告致します。今回の申請地につきましては、去る7月5日に農業委員会事務局の堀之内書記の立会のもと、現地確認をいたしました。申請者の〇〇〇氏が一般住宅地として利用するため、農地の転用申請が出されております。すでに地元の水利関係者との協議も行なわれ、同意も得られておりますので特に問題ないと判断いたしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

よろしければ採決いたします。議案第10号、農地法第5条審議番号1の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第10号、農地法第5条審議番号2の許可申請は原案のとおり決定しました。つづきまして、議案第10号、農地法第5条審議番号2の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の古野隆雄委員に変わります事務局より説明をお願いします。

事 務 局

地元の古野委員が本日欠席の為、事務局で代読させていただきます。

ご報告いたします。今回の申請地につきましては、7月5日農業委員会事務局の堀之内書記の立会いのもと確認いたしました。この案件につきましては、すでに埋め立て工事がされており、申請者の〇〇〇さんがマルマツ産業株式会社へ駐車場として賃借するという事で農地の転用許可申請が提出されております。申請者からは始末書を提出していただいております。

元の水利関係者との協議も行われ、同意もとられておりますので、問題ないかと判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続きまして事務局より説明をお願いします。

事 務 局 **【議案書に基づき説明】**

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

金田委員 この土地は何年か前から埋め立ててあったんですか。

議 長 どこですか。

金田委員 この駐車場になる所です。

議 長 砂利がひいてありましたでしょ。最近ですよ。

金田委員 最近ですか。

議 長 今まで畑でした。

金田委員 それにしてはブロックが汚れてましたね。

議 長 元々、ブロックで囲ってあったんです。それで、中で畑をしていたんです。

都田委員 これは地目は田になってますが。

事 務 局 地目は田ですね。

議 長 基本的には水利の関係は水が入らないという事で、畑で管理はされてきました。それで先ほどもちょっとバスの中で話しましたが、こういう風に先に工事をされると、許可申請前にされるという事で、今後こういう事が続くと困りますので、同じ企業からこういう事が出たら、次は現況復旧してもらおうということは、事務局の方から申し入れております。次きたら許可はしないで、現況復旧してから新たに申請してもらおうと。飯塚市の場合にはこういう風にしたら1回は出すらしいけど、5年間はその企業から申

請は受け付けないと。どうしてもこれを通してほしかったら、前のを現況復旧してから来て下さいと。飯塚市の場合は〇〇〇が勝手に造成していたんですよ。そこも現況復旧してそれから申請で、今ソーラーか何かをつけてますが、そういうかたちになっているそうです。その辺は飯塚市は厳しい部分があります。桂川町もそういうかたちをとっていきたいと思いますので、次回あったら現況復旧をしないと、許可は出せないという事でおりますので、一応そういうかたちしか対応はありませんので、よろしくをお願いします。

ほかに質問はありますか。

久保推進委員

これは売主が前から宅地にするつもりでいたんじゃないんですか。14ページの現況平面図を見たら、ちょうど共有地と〇〇さん、〇〇さんとあったら、出入り口を作ってますよね。自分たちが宅地を作るようにある程度埋めてたんじゃないんですか。畑ってなってますけど。

議 長

だからですね、持ち主がちがいますので共有地としては入口はありました。

久保推進委員

もとの土地を宅地にするように準備してたんじゃないんですかね。

議 長

それはその本人に聞いてみないとわからないですからね。

他はよろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号、農地法第5条審議番号2の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全 委 員

(挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第10号審議番号2の許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第11号桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
令和元年7月11日から令和4年7月10日 3年 賃貸借権
通年 田 水稻 7,012㎡ 5筆 貸手3 借手3

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は

ございますか。

それでは採決いたします。議案第12号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第12号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 昨年、計画という形であげたものに対して、1年間経過してどのように変わったのかというところを、点検評価を行なうものです。なお、これが決定しました暁には町のホームページへ掲載するという流れになっておりますので、実績という形でご確認いただきたいと思います。

【議案書に基づき説明】

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

それでは採決いたします。議案第12号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価案について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第13号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づき説明】**

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

それでは採決いたします。議案第13号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検と評価案について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定しました。続きまして報告事項第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等ございますか。

なければ報告事項第1号をおわります。続きまして、その他事項を事務局よりお願いします。

その他事項

- ・現況証明願いについて
- ・農地パトロールについて
- ・二泊三日研修について
- ・その他

次回の農業委員会は8月9日金曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第4回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____